大泉町地方就職支援金支給要項

大泉町地方就職支援金の支給目的、内容、支給手続等は、次のとおりです。

１　支給目的

東京圏（条件不利地域を除きます。）の大学等を卒業・修了した学生の本町への移住を伴う群馬県内への就職を支援するため、地方就職支援金を支給することにより、卒業時のＵＩＪターン就職の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とします。

２　内容

支給対象者	次の１から４のいずれにも該当する者とします。 １　移住元に関する事項について 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。 (1) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除きます。）のキャンパスに在学（原則４年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る交通費については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とします。 (2) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除きます。）に継続して在住していること。 ２　移住先に関する事項について 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。 (1) 本町に移住したこと。ただし、就職活動等に係る交通費については、３(1)の要件を満たす企業等に就職することが内定している場合も対象とします。 (2) 申請日から１年以上継続して本町に居住する意思を有していること。ただし、在学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、卒業後に３(1)の要件を満たす企業等に就業し、転入日（住民票を移さず転出していた者については就業開始日）から１年以上、本町に継続して居住する意思を有していること。 (3) 交付金の交付決定がされた後であって、県において地方就職支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。 (4) 申請時において、卒業・修了日から１年以内かつ就業開始日から１年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前１年以内であること。なお、交付金の交付決定がされる前であったことにより、卒業・修了日から１年以内かつ就

業開始日から１年以内に申請を行うことができなかった場合には、交付金の交付決定日から次に示す日数の間は、申請を可能とします。

受付日数：当該年度の４月１日から卒業・修了日から１年以内となる日または就業開始日１年となる日の早い方までの日数とします。

３　就業に関する要件

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 就業先に関する要件

ア　１の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから１年以内に、原則、勤務地が群馬県内に所在する企業等に、就業していること。

イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

ウ　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

エ　大泉町を除く官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除きます。）ではないこと。

(2) 就業条件等に関する要件

ア　原則、週２０時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

イ　移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。

ウ　東京圏（条件不利地域を除きます。）への勤務を前提としない採用であること。

エ　在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。

４　その他の要件について

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）でないこと。

(2) 暴力団員（同法に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）でないこと。

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。

	(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。 (9) 日本人である、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。 (10) その他群馬県知事及び町長が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。 ※ 「東京圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域をいいます。 ※ 「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法又は小笠原諸島振興開発特別措置法の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除きます。）をいいます。
支給金額	就職活動等に係る交通費及び移住に係る移転費としてそれぞれ一人１回を限度として次のとおり支給します。 １ 就職活動等に係る交通費について (1) 就職活動の実施場所が群馬県内の場合 ６，０００円 (2) 就職活動の実施場所が群馬県外の場合 自己負担額の１／２以内（支給上限６，０００円。また、支給金額に、１００円未満の端数が生じた場合は１００円未満切り捨てとします。ただし、支給金額が１００円未満である場合は、１円未満を切り捨てとします。） (3) 就業先企業が交通費の一部を支給している場合 １２，０００円から企業負担額を差し引いた額の１／２以内（支給金額に、１００円未満の端数が生じた場合は１００円未満切り捨てとします。ただし、支給金額が１００円未満である場合は、１円未満を切り捨てとします。） ２ 移住に係る移転費について 移転に要した実費の金額（支給上限６６，０００円。ただし、就職先の企業から移転費用に対する補助が支給される場合には、原則として移転費補助の対象外とします。また、実費での支給金額のうち、１，０００円未満の端数が生じた場合は１，０００円未満切り捨てとします。なお、移転費補助の対象は運送費用とする。運送費用とは、引越し業者が提供する運送業務に関連する費用又はそれに準じる費用とし、明細等で確認するものとします。）

３ 支給手続

申請方法	卒業・修了日から１年以内かつ就業開始日から１年以内に、大

	泉町地方就職支援金支給申請書（様式第１号）に次の書類を添えて申請してください。 １　就職活動等に係る交通費について (1) 写真付き身分証明書（提示により本人を確認できる書類） (2) 預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び口座名義人の氏名が分かるものに限ります。） (3) 就業証明書（様式第２号） ※　在学中に交通費を申請する場合は、当該様式を内定証明書として取り扱います。 (4) 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料（募集要項、雇用契約書等） (5) 在学証明書（卒業学年である確認がとれるものに限ります。）又は卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から１年以内のものに限ります。） ※　在学証明書について、学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。 (6) 就職活動等に係る交通費の領収書 (7) 移住元での在住地を確認することができる書類 (8) その他、支給要件に該当することを証明することができる書類 ２　移住にかかる移転費について (1) 写真付き身分証明書（提示により本人を確認できる書類） (2) 預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び口座名義人の氏名が分かるものに限ります。） (3) 就業証明書（様式第２号） (4) 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料（募集要項、雇用契約書等） (5) 卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から１年以内のものに限ります。） (6) 移住にかかる移転費の領収書及び明細がわかるもの (7) 移住元の在住地を確認できる資料 (8) その他、支給要件に該当することを証明することができる書類
申請書等の提出期間	４月１日から翌年２月１０日まで
支給決定の時期等	支給対象者の要件に該当すると認めるときは、大泉町地方就職支援金の支給決定通知書（様式第４号）で通知し、地方就職支援金を支給します。
報告及び	大泉町は、必要があると認めるときは、大泉町地方就職支援金

立入調査	に関する報告及び立入検査を実施します。
支援金の返還	地方就職支援金の支給を受けた者が次の要件に該当する場合は、地方就職支援金の全額の返還を請求するものとします。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるものとして、群馬県知事と協議の上、町長が認めた場合は、この限りではありません。 １　虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合 ２　(在学中に交通費を申請する場合)申請の日から１年以内に要件を満たす内定先企業等への就業を行わなかった場合 ３　(在学中に交通費を申請する場合)申請の日から１年以内に本町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本町に住民票がある場合を除きます。） ４ 就業開始日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす就職先を辞した場合（ただし、退職日から３か月以内に要件を満たす群馬県内の別企業に就職する場合を除きます。） ５ 本町への転入日から１年以内に、本町から転出した場合（ただし、在学中住民票を移しておらず転入日が明確ではない者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から１年以内に、本町から転出した場合とします。）

４　各種様式

申請書等の様式	１　大泉町地方就職支援金支給申請書（様式第１号） ２　就業証明書（様式第２号） ３　大泉町地方就職学生支援事業に係る地方就職支援金の支給決定通知書（様式第３号）

５　事業期間

期間	令和８年４月１日から令和１２年３月３１日まで

６　担当部署

大泉町企画戦略課　　電話　０２７６（６３）３１１１